

仕様書

1 件名

令和元年度 博物館クラスター形成支援事業に関する回遊性向上施策の企画運営業務委託（ツアーコンテンツ制作及び情報発信）

2 履行期間

契約締結日の翌日から 2020 年 3 月 31 日まで

3 目的

上野文化の杜新構想実行委員会では、上野公園内にある美術館・博物館等を中核とした関係機関との連携により、エリアが一体となった文化クラスターを形成することにより相乗効果を発揮し、文化芸術の振興に資するまちづくりを加速させる取り組みを進めている。取り組みをさらに深化させつつ、文化・芸術・観光資源の有機的連携を図るマーケティングを強化し、「文化で稼ぐ」具体的な事業の創造及び事業基盤の構築を目指す。

4 委託内容

(1) 文化施設間連携モデルツアーの企画・運営

・開催日程 2019 年 12 月 20 日（金）～ 2020 年 2 月 13 日（金）

※隔週開催を目途に、上野文化の杜新構想実行委員会と協議して決定

・主たる委託内容

ア. 連携広報委員会を通じた、文化施設及び関係者を対象とする情報調査業務

イ. 文化施設及び関係者を通じたモデルツアー実施の調整業務

ウ. モデルツアー（トライアル）実施時の取材・撮影・編集業務

エ. 準備に関わる打ち合わせの開催取りまとめ

オ. 文化庁等が定める経理処理及び会計報告

カ. その他事業の円滑な実施に伴う企画・調整業務

キ. 報告書の作成

5 予算 23,000,000 円（消費税込み）

6 支払い時期 2020 年 2 月末日までに振込

7 留意点

主催者と受託者が十分協議して広報コンテンツ及びモデルツアーの制作を行うこと。また、仕様書に定めのない他の事項についても同様に、主催者と受託者が協議して定めること。

8 主たる委託業務内容の詳細

(1) 文化施設間連携広報モデルツアーの企画・運営

ア. 連携広報委員会を通じた、文化施設及び関係者を対象とする情報調査業務

隔週（状況に応じて変更あり）を目途に開催される、上野地区文化施設の連携及び広報担当者から成る「連携広報委員会」に参加。文化施設ごとに企画する展示や情報提供等から、2施設以上が連携して実施するモデルツアー企画・立案の材料を得る。文化施設間あるいはまちを含めた上野エリア全体の回遊性を向上させることを目的とする。なお、上野地区の各文化施設は独自に館内のツアー等を企画しており、実施実績も豊富にある。本委託事業で制作するモデルツアーは、複数の文化施設やまちの関係者が密接に連携することで実現する独自性に重点を置く。

イ. 文化施設及び関係者を通じたモデルツアー実施の調整業務

上記の情報調査を経て立案されたモデルツアーのトライアル実施に向け、連携広報委員会参加の文化施設担当者を通じ、準備・調整を行う。文化施設以外のルートモデルを形成する場合、連携広報委員会の外部の担当者との調整も担当する。必要な許認可等があれば、連携広報委員会参加の文化施設担当者や関係者を通じて、適切な申請等の手続きを行う。

ウ. モデルツアー（トライアル）実施時の取材・撮影・編集業務

上記で立案・調整したモデルツアーをトライアル実施するに当たり、別途上野文化の杜新構想実行委員会が制作する情報発信媒体（Web サイトやスマホアプリ等、公開時期は他の事業委託先が進める開発状況に応じ、協議の上で決定）に実施の模様を取材・撮影してコンテンツとして掲載し、その利用者が有料本格実施時を想定できるような情報発信を行う。取材・撮影を円滑に実施するため、また同時に各文化施設担当者の積極的な参加を促すため、受託者は連携広報委員会に十分な経験を有するスタッフを配置する。また、テキストや画像の制作後は、取材対象への入念な確認作業を行うこと。

エ. 準備に関わる打ち合わせの開催取りまとめ

上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定

オ. 文化庁等が定める経理処理及び会計報告

上野文化の杜新構想実行委員会事務局の指示のもと処理する

カ. その他事業の円滑な実施に伴う企画・調整業務

上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定

キ. 報告書の作成

受託者は、全ての工程終了後に、全体をまとめた報告書を作成して提出する。報告書の書式、内容等の詳細は、業務委託後に委託者と協議の上で決定すること。

9 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策に関しては、以下の点に留意すること。

(1) コンピュータウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対応、OS及びCMSのアップデート実施などの情報セキュリティ対策を実施すること。また、既知の脆弱性への対応を実施するとともに、新たな脆弱性が発見された場合は、迅速に対応すること。

(2) 情報セキュリティにあたっては、ISO27001 (ISMS) など情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。また、必要に応じて、取得している情報セキュリティマニュアルを開示できること。

(3) 個人情報をはじめとするセキュリティ対策について、具体的な対応方法を示し、万全を期したものとすること。

10 著作権

著作権対策に関しては、以下の点に留意すること。

(1) 本件委託においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）は、すべて委託者に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。

(5) 上記(1)(2)(3)及び(4)の規定は、下記の11により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) 但し、上記(1)(2)(3)(4)(5)においても使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等に、既存の著作権やその他知的財産権等が存在する場合は、作業開始前に別途協議のうえ、決定するものとする。

(7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

1.1 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

1.2 その他

(1) 受託者は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程に示した業務実施計画書、その他委託者が指示する書類を作成し、委託者の承認を得るものとする。

(2) 本業務を遂行するに当たり委託者と受託者は、必要に応じて協議を実施する。

(3) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とするときは、あらかじめ委託者と協議の上、了承を得ること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議の上、定めるものとする。

以上